

那須南病院食事提供業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、南那須地区広域行政事務組合（以下「組合」という。）が、那須南病院の食事提供業務委託の受託候補者を公募型プロポーザル方式により決定するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務概要

- (1) 委託業務名 那須南病院食事提供業務委託
- (2) 委託場所 那須烏山市中央3丁目2番13号 那須南病院
- (3) 業務の目的 患者に対する食事療法の趣旨を十分に理解し、安全かつ安定的に患者にとって必要な食事療法を行えるような質の高い食事を提供すると共に、患者サービスの一環として患者満足度の向上を図ることを目的とする。
- (4) 業務の内容 別途閲覧に供する「那須南病院食事提供業務委託仕様書」による。
- (5) 委託期間 令和元年10月1日から令和4年9月30日まで
なお、この業務委託契約は、地方自治法第234条の3の規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約にあたっては、組合の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

2 見積限度額

総額：118,800,000円（消費税及び地方消費税抜き）以内とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 2019・2020年度における組合又は構成市町の一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されていること。
- (2) 国、県、他の地方公共団体及び組合の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に基づく、国、県、他の地方公共団体及び組合の入札参加資格基準による、入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (4) 本組合又は構成市町の一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で

ないこと。

- (6) 申請者及び申請者の役員、申請者の使用人、申請者の経営に事実上参加している者が、構成市町の暴力団排除条例第2条に規定される暴力団及び暴力団員等でないこと。
- (7) 当病院(150床)又は同規模以上の病院において過去3年以上食事提供業務の実績を有しているものであること。

5 参加申込資格審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加申込書(別記様式1)
- イ 参加資格要件である業務実績がわかるもの(委託契約書(写)など)
 - ※ 契約上、守秘義務のある項目については黒消し可。
- ウ 82円切手を貼付した長形3号の返信用封筒

(2) 提出部数 1部

(3) 提出場所 〒321-0602 栃木県那須烏山市大桶872番地 南那須地区広域行政事務組合 総務課 管財係

(4) 提出期限 令和元年6月28日(金)

(5) 提出方法 持参又は郵送

- ※ 持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日を除く
午前9時から12時、午後1時から4時まで
- ※ 郵送の場合は、6月28日の消印有効とする。

(6) 審査結果 参加資格審査結果通知書(別記様式2)による通知する。

6 仕様書等の閲覧

(1) 閲覧場所 上記5(3)に掲げる場所と同じ

(2) 閲覧期限 令和元年6月20日(木)

- ※ 閲覧時間は、土曜日、日曜日を除く
午前9時から12時、午後1時から4時まで

7 質問の受付及び回答

(1) 受付期間 令和元年6月5日(水)午前9時から6月21日(金)午後4時まで

(2) 提出方法 質問書(別記様式3)に質問内容を記入の上、電子メールで提出すること。

(3) 回答方法 質問者に順次電子メールで回答する。なお、6月24日(月)以降に質問・回答一覧を参加者全員に電子メールで通知する。

8 企画提案書等の作成及び提出方法

(1) 作成方法

別紙1「那須南病院食事提供業務委託企画提案書作成要領」を参照の上、作成すること。

(2) 提出方法

ア 提出書類及び提出部数

No.	提出書類	様式	提出部数
1	企画提案書の提出について（添書）	別記様式4	1部
2	那須南病院食事提供業務委託企画提案書 ※ 上記(1)により作成したもの	別記様式5	8部
3	財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書）	任意様式	8部
4	定款	任意様式	8部
5	会社概要（パンフレット）	任意様式	8部
6	見積書（3年間の合計及び各年度毎の金額を記載） ※ 別途封筒に入れて提出	任意様式	1部

イ 提出期限 令和元年7月16日（火）

ウ 提出方法 持参又は郵送

※ 持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く
午前9時から12時、午後1時から4時まで

※ 郵送の場合は、期限までに必着の上、書留郵便に限る。

エ 提出場所 〒321-0621 栃木県那須烏山市中央3丁目2番13号
南那須地区広域行政事務組合立那須南病院 総務課 管財係

9 審査方法

審査は、那須南病院食事提供業務委託に係るプロポーザル審査委員会において行う。
ただし、適合者がいないと判断されたときは、受託候補者を選定しない場合もある。

(1) 審査の期日 令和元年7月22日（月）

※ 開始時間等については別途連絡する。

(2) 場 所 〒321-0621 栃木県那須烏山市中央3丁目2番13号
南那須地区広域行政事務組合立那須南病院 5階 会議室

(3) 参加人数 1事業所2名以内とする。

(4) 審査内容 企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリング

(5) 持ち時間 プレゼンテーションは20分以内とする。

なお、プロジェクター（病院備品 EPSON EB-1776W）を使用して説明する場合は、パソコンは企画提案者が準備すること。

(6) 審査基準 別紙2「那須南病院食事提供業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準」のとおり

10 受託候補者の決定

審査の結果、その合計点が最上位の者を受託候補者に決定する。

11 審査結果

全参加者に「プロポーザル審査結果通知書（別記様式6）」により通知する。また、組合ホームページ上でも公表する。

12 契約の締結

審査により決定された受託候補者と契約の交渉を行う。なお、契約交渉が不調等により契約締結に至らない場合は、審査により次順位者とした者と契約締結の交渉を行う。

13 全体スケジュール

令和元年6月4日（火）	公告・募集開始
令和元年6月20日（木）	仕様書等の閲覧期限
令和元年6月21日（金）	質問の受付期限
令和元年6月28日（金）	参加申込書の提出期限
令和元年7月16日（火）	企画提案書の提出期限
令和元年7月22日（月）	審査（プレゼンテーション・ヒアリング）
令和元年7月29日（月）	結果の公表

※ 審査及び結果の公表については、組合の都合により日程が変更となる場合がある。

14 提出書類の取り扱い

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、審査及び説明のためにその写しを作成し、使用することができるものとする。
- (3) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。ただし、組合が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

15 情報公開及び提供

- (1) 本業務の受託者となった者から提出された書類については、南那須地区広域行政事務組合情報公開条例（平成19年組合条例第1号）の規定に基づき開示する。
- (2) 本プロポーザルの実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む）は、南那須地区広域行政事務組合情報公開条例に基づき開示することがある。

16 問い合わせ先

南那須地区広域行政事務組合立那須南病院
総務課 管財係 担当：堀内
〒321-0621 栃木県那須烏山市中央3丁目2番13号
TEL:0287-84-3911 FAX:0287-84-3915
E-mail:h_soumuka@minaminasukouiki.jp

17 その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用は参加者の負担とする。
- (2) 参加を取り下げの場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。
 - ア 定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
 - イ 提案内容に虚偽がある場合
 - ウ 応募者が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合